
浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター
施設整備運営事業
入札説明書等に関する質問への回答書
(第2回)

平成29年7月21日
浜松市

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	38	別紙 3	2	(2)	ア 新清掃工場 運営費の算定 方法	入札説明書p.4イ(キ)において、「PFI事業者は、本件施設にて発生した最終処分物を施設内に適切に貯留・保管した後、最終処分場に運搬する」とありますが、最終処分場への運搬に係る費用は以下の考えのもと、事業者の提案として、物価改定ルールとともに入札金額に反映させればよろしいでしょうか？ ①PFI事業者が自ら運搬する場合は、新清掃工場運営費Bの固定費として反映。 ②PFI事業者が第三者に業務を委託する場合は、新清掃工場運営費Aとして、運搬回数または運搬料に応じた変動費として反映。	貴見のとおりです。
2	39	別紙 3	2	(2)	ア 新清掃工場 運営費の算定 方法	※7にて「～実稼働条件を提案のあった様式16号-3-2（別紙1及び別紙2）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。」とありますが、実稼働条件とは、ごみ処理量と稼働炉数、運転日数、破碎処理センターの運転有無や外部余熱供給量などの実績値を用いて提案年間売電電力量として算出するとの理解でよろしいでしょうか。またその詳細な算出方法は別途協議させていただくとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	40	別紙 4	2	(2)	ア 売電量増加 分への対価	[実売電電力量－提案売電電力量]とあります。実績ごみ量・ごみ質による精算が行われるものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	50	別紙 6	2	(6)	主灰又はスラ グ・メタルを 資源化できな かった場合の 措置	第1回質問回答において、60,000円/tは資源化できなかった場合のペナルティとのことですが、主灰の処理・処分費用が、20,000円/t程度である中、追加で60,000円/tものペナルティをお支払することはやや過大のように感じます。最終処分場での処分費用の市況から30,000円/t前後に見直していただきたく、よろしく願いいたします。	入札説明書のとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	11	2	1	(1)	イ 設計・建設業務の概要 保管設備	(マットレス)解体+保管(提案による)とありますが、スプリングなしマットレスは粗大ごみとして処理されるため、ここでのマットレスはスプリング入りマットレスとの理解でよろしいでしょうか。また、保管とは内部のスプリングを分離したものを資源化物として保管するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	13	2	1	(1)	ウ PFI事業者の業務概要	「PFI事業者の業務範囲として、「j生活環境影響調査の実施」とありますが、具体的にどのような作業を想定されているのでしょうか。	生活環境影響調査の内容は、本市が実施している環境影響評価で包括できるため、事業者は環境影響評価のうち、生活環境影響調査にあたる部分を一般廃棄物処理施設設置の届出に添付してください。
3	26	2	1	(4)	ケ ごみの搬入形態	添付資料12、13より平ボディ、軽トラ車、トラック車で搬入される「びん」、「連絡ごみ」などの荷下ろしは、運転手の方が行っていただけのものと解釈し、事業者の所掌外と考えてよろしいでしょうか。	原則として、搬入者が荷下ろしするものと考えてください。
4	29	2	1	(6)	ア プローチ道路の基本条件	2号橋上部工のP C鋼材は張り出しケーブルと呼ばれる部分のみで側径間部と中央併合部のケーブルが計上されていないと思われませんが、別途算出・計上してよろしいでしょうか。	側径間部と中央閉合部のケーブルについては、計上してあります。
5	29	2	1	(6)	ア プローチ道路の基本条件	アプローチ道路に伐採数量が計上されていませんが、数量をご提示いただけないでしょうか。 なお、提示不可の場合は図面から算出して計上してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	34	2	1	(8)	シ 試運転	新清掃工場の試運転期間は原則180日程度、新破碎処理センターの試運転期間は原則30日程度と規定されていますが、焼却ごみ、粗大ごみの各施設への受入れ開始時期は、正式引渡し日から逆算して想定するものと考えてよろしいでしょうか。 (正式引渡し日から逆算すると、最初は新清掃工場で処理する焼却ごみの受入れを開始し、その後、新破碎処理センターの試運転開始にあわせて新破碎処理センター側の受入れを開始する)	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
7	38	2	1	(10)	ア 工事記録	「環境影響評価に示した環境保全措置等の実施状況や環境モニタリング結果を記録すること。」とありますが、34頁の「コ 環境影響評価事後調査の実施、報告」において、工事時の環境影響評価事後調査は御市にて実施するものとなっていますので、工事中の環境モニタリングについては御市で実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	工事期間中に事業者が実施する環境保全措置については、事業者によるモニタリング及び記録が必要です。
8	46	2	1	(12)	イ(ア) 引渡性能試験の実施方法	(ア) 引渡性能試験の実施方法 dでは、新清掃工場の試験において、「新破碎処理センターも定格運転の状態とすること」となっています。 一方、(ア) 引渡性能試験の実施方法 eでは、新破碎処理センターで発生する不燃残渣を新清掃工場で処理する場合のごみ処理能力の試験について、「新破碎処理センターの稼働は必要ない」となっています。また、34頁のシ試験では、試験期間として新清掃工場が180日程度、新破碎処理センターが30日程度と規定されていることから、新清掃工場、新破碎処理センターそれぞれで試験を実施することを想定しています。 従いまして、新清掃工場と新破碎処理センターを同時に運転して評価すべき騒音、振動、悪臭を除き、各施設の試験工程にあわせて、それぞれで予備性能試験、引渡性能試験を実施するものと考えてよろしいでしょうか。 (騒音、振動、悪臭については、新清掃工場と新破碎処理センターを定格運転の状態にして試験を実施)	性能試験が適切に行えることを条件に提案してください。詳細は受注者と協議し、決定します。
9	53	2	3	(2)	ア ごみ計量機	「a 数量は、4基(搬入用2基、搬出用2基)以上とすること。」とあります。一方、「f 計量機の数量は、繁忙期においても計量の待車が他の通行の妨げになることや、場外に出ることがないように設定すること。」とあります。計量機の数量は事業者にて提案するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
10	55	2	3	(2)	カ ごみピット	「r ピットへの転落者救助装置を設置すること。」とありますが、二次災害防止の観点から万一、転落した場合は救助を専門とするところ(消防等)へ連絡して救助するものとし、転落者救助装置は設置しない提案でもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
11	58	2	3	(3)	ア(ウ)b 燃焼装置	「(h) 駆動部への自動給油装置を設けること。」とありますが、給油頻度や給油量が少ないため、グリースガンによる給油としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
12	58	2	3	(3)	ア(ウ)e 油圧装置	「(b) 数量は、2ユニット(1ユニット/炉) 以上とすること。」とありますが、機器点数を減らすことにより保守管理が軽減される2炉共通で1ユニットにしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
13	62	2	3	(4)	ア(ア) 廃熱ボイラー本体	「b 過熱器はSUS又は同等品以上とすること。」とありますが、SUS又は同等品以上とする過熱器管は最も腐食環境が厳しい高温部に配置する過熱器管とし、低温部に配置する過熱器管については、STB材としてよろしいでしょうか。	同等以上のものであり、それを立証するものがあれば可とします。
14	68	2	3	(6)	ウ 付加価値事業施設への温水蒸気供給設備	「(ウ) 付加価値事業施設側との取合点は、本件施設用地と付加価値事業施設用地の境界点とする。」とありますが、本件施設用地と更新用地の境界上の任意の場所で取合うものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
15	71	2	3	(9)	エ 混練機	「(イ) 数量は、2基(交互運転用1基) とすること。」とありますが、上流の飛灰貯留槽の容量を適切な大きさにすること、混練機の運転時間を本機のメンテナンスを考慮した時間にすることで1基にしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
16	72 73	2	3	(10) (11)	イ 水槽類仕様(給水系) (排水系)	「水槽類は必要に応じて施設を休止することなく、維持管理が行える構造(2槽式等)、配置とすること。」とありますが、全炉停止時に水槽内の点検整備を行うものとし、2槽式にするか1槽式にするかは事業者にて提案するものとしてよろしいでしょうか。	安定運転を条件に提案してください。
17	83	2	4	(4) 破碎設備	ア 可燃性粗大ごみ粗破碎機 (ウ)	破碎物寸法は400mm以下とするとありますが、新清掃工場に設置する場合は、400mmに限定されずにごみ処理に支障のない大きさにすることでよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
18	94	2	5	(1)	エ(ウ) 高圧配電盤	付加価値事業施設への配電回路の付加価値事業施設側との取合い点は、質問No. 13と同様に本件施設用地と更新用地の境界上の任意の場所で取合うものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
19	96	2	5	(1)	カ(ウ) 低圧動力制御盤	「d 主回路断路部は・・・引出し操作を容易にすること。」とありますが、MCCではなく制御盤方式としてもよろしいでしょうか。制御盤方式は、機能上必要な最低限の汎用部品で盤を構成でき、保守・管理を軽減することが可能です。	要求水準書のとおりです。
20	105	2	5	(2)	表2-40モニター設置場所リスト(管理棟等)(参考)	大会議室のモニターについては、75頁の「コ 説明用映写設備」の大型モニタと兼用してもよろしいでしょうか。	提案してください。
21	112	2	6	(1)	計画基本事項	新清掃工場および新破碎処理センターは事業所税の課税対象とならないと理解してよろしいでしょうか。対象となる場合、表2-42、表2-43でどの諸室が事業所税の課税対象となりますでしょうか。また、グレーチング床の場合は事業所税の課税対象床面積に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	事業所税は、非課税です。
22	115	2	6	(2)	表2-46各施設の建築物に係る諸元(市役所事務所)	表2-46において、市役所事務所の備品が記載されていますが、これらは各諸室のスペースの計画用に記載されているもので、市役所事務所の備品については、13頁の「1 建物内備品等の調達及び管理」に記載のとおり、PFI事業者の所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
23	137	2	3	(3)	ア 受付管理	「対象廃棄物、薬剤等副資材、資源物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。」と記載されていますが、薬剤等副資材を搬入・搬出する車両は、計量棟での記録のみで、計量機は使用しないと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
24		添付資料	4		所掌区分図	添付資料4 所掌区分図では、新清掃工場建設敷地の南側に「工事用電気取り合い点」が示されていますが、対面的対話の議事録のNo.4の回答では「工事用電気等の工事に係る仮設物は事業者が用意する」となっています。 これは、「工事用電気取り合い点」を添付資料4から変更するということでしょうか。変更する場合、取合い点をご教示下さい。	工事用電気については、事業者にて検討してください。 添付資料4に示している”工事用電気取り合い点”は、削除します。
25		添付資料	12		計量及び車両条件一覧	各項目に「車両台数（日最大）（日平均）」の記載がありますが、各項目における車両台数の頻度分布をご教示願います。（特に、日最大と日平均の差が大きい一般搬入用受入ヤードへ搬入される車両台数の頻度分布を教えてくださいませんか。）	本質問回答とともに、浜松市ホームページにて、日別の家庭系自己搬入車両台数（連絡ごみ）を公表していますので参照ください。
26		添付資料	26	図面(堰堤、管理道)	本堤工正面図	堰堤のコンクリート配合は18-5-80BBですが、これを製造できる生コンプラントが近郊に無いため18-8-40BBに変更できますか。	18-5-80BBが調達できない場合、18-5-40BB（w/c60%以下）で代替可能です。
27		添付資料	26	図面(造成)	造成標準断面図	成標準断面図において、北側の法尻FH=234から1:6.0の勾配がついている部分を平坦に造成して、平坦部を拡張することは可能でしょうか。 なお、不可の場合、工事中のみこの部分を平坦にし、建物完成時に1:6.0の形状に整形することによりよろしいでしょうか。	提案してください。
28		添付資料	27	数量計算書(造成)	工事数量総括表 土工	残土処理工 L=31.1km の具体的な場所をご教示願います。	平成29年度浜松市指定建設発生土受入地である西区舞阪吹上地区（西区舞阪町）です。
29		添付資料	30	図面(橋梁)	橋梁工 設計 図面	第1回質疑回答書にて上水の取合い点が建設用地のアプローチ道路接続点付近になっていますが、水道管はアプローチ道路の橋梁に添架されるのでしょうか。添架される場合、荷重条件はございますでしょうか。また、その他添架されるものはございますでしょうか。	アプローチ道路及び橋梁の詳細設計時に提示します。
30		添付資料	32		アプローチ道路の基本条件	橋梁設計のために、追加ボーリングは可能でしょうか。またその費用は変更協議の対象でしょうか。	橋梁詳細設計にボーリング調査を含めることは、提案によります。 その費用については、変更協議の対象ではありません。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
31		添付資料	32		アプローチ道路の基本条件	アプローチ道路の詳細設計の結果によって、追加測量や補足測量が必要となった場合の費用については、変更協議の対象でしょうか。	変更協議の対象です。
32		添付資料	32		アプローチ道路の基本条件	新清掃工場の案内標識がアプローチ道路か、アプローチ道路入口と手前の市道に数か所必要と考えます。その費用は変更協議の対象でしょうか。	案内標識は、市の所掌です。
33		添付資料	32		アプローチ道路の基本条件	関係機関等との協議の進捗について、以下の件についてご教示願います。 ①アプローチ道路始点部の市道との交差点における所轄警察署との協議は完了済みでしょうか。 ②アプローチ道路の路面排水等の流末となる既存水路等について、流末水路協議は完了済みでしょうか。 ①②について完了済みでない場合、現在までの協議過程で、確定している事項がございましたらご教示願います。	①現在、協議中です。 ②現在、協議中です。 現在、確定している事項はありません。
34	8				対面的対話議事録 No.29	回答にて「マットレスの処理方法は提案によりますが、資源化物として処理する場合は外部委託を可とします」とありますが、外部委託とは貴市が民間資源化へ委託する意味であるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	8	4	表4		地域への貢献 (地域企業及び地域資材の活用)	第15号-2-4様式にて地域企業への発注予定金額を記載することになっていますが、たとえば一次下請けが地元企業で二次下請けも地元企業の場合、2重計上してはいけないと理解してよろしいでしょうか。地域企業への発注額や資材調達に関する記載方法の統一化のためお伺いいたします。	貴見のとおりです。
2	8	4	表4		地域への貢献 (地域企業及び地域資材の活用)	評価の視点で「本件事業の実施に当たり、市内の企業や資材等の活用に最大限配慮した計画となっているか」と記載されていますが、ここでお示しされている市内の企業とは、入札説明書30ページの第8章8雇用等への配慮(3)に明記している「市内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む。)を有する者」を指すと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	9	4	表4		資金調達方法 (出資、借入、調達条件等)と資金調達の確実性	評価の視点で「サービス対価が会計法上、効率の良い計画となっているか」と記載されていますが、これは税金や資金余剰の効率性を向上させるという意味でしょうか。それとも貴市の会計手続き上効率の良い計画との意味でしょうか。民間事業者からは貴市の会計手続きについては不明確なので、会計手続き上効率がよいという意図であれば、具体的な解説をご教示ください。	SPCの資金余剰の効率性を向上させるという意味です。併せて、入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)3落札者選定基準に対する質問 No.7の回答も参照してください。
4	落札者決定基準2	3			質問への回答書(第1回)No.6	「最大限の資源化を図る意図であり、主灰を外部資源化する場合においても本件施設で溶融を行う場合と同等の資源化とみなします」と回答があります。これは資源化されることに差はなく同等であるが、資源化のプロセスには違いがあることを認識して資源化のプロセスを技術力として提案すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	提案してください。提案内容については、市が確認した上で、PFI専門委員会が評価します。
5	落札者決定基準2	3			質問への回答書(第1回)No.6	質問の内容にある「評価の差にならないよう」との依頼は、評価の視点を誘導、示唆するものであり、落札者決定基準の方針である適正に評価することに反するものであるとの理解でよろしいでしょうか	提案内容については、市が確認した上で、PFI専門委員会が評価します。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大	項目名	質問の内容	回答
1	第14号	別紙2	入札価格参考資料 (市のライフサイクルコスト) * 1	「※1 A3版・横で作成すること」とありますが、角形2号に封入する際は、A4版に折り込めばよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
2	第16号-2-5		災害廃棄物処理	災害廃棄物処理に関連する提案では、貴市の本施設外での処理（たとえば構成員保有の施設を使った災害廃棄物の処理など）は事業用地外における提案となることから認められないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	第16号-3-6	別紙1	年間収支計画	左表において「組合全体」との記載がありますが、「本件施設全体」と読み替えればよいのでしょうか？	貴見のとおりです。
4	第16号-3-6	別紙1	年間収支計画	中央表において「高効率ごみ発電施設」との記載がありますが、「新清掃工場」と読み替えればよいのでしょうか？	貴見のとおりです。
5	第16号-3-6	別紙1	年間収支計画	右表において「リサイクルセンター」や「（ごみ焼却施設処理分）」との記載がありますが、それぞれ「新破碎処理センター」、「（新清掃工場処理分）」と読み替えればよいのでしょうか？	貴見のとおりです。
6	第16号-3-6	別紙1	年間収支計画	※で網掛け部（黄色）に、該当する数値を記入すること。その他のセルは変更しないこととありますが、リサイクルセンターの表は、搬出量の3項目しか記載がありません。搬入量及び、搬出量に該当する各項目および量（数値）を事業者にて記載することによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
7	第17号-2-1	別紙5	費用明細書（固定費用【補修費用を除く】）	「※2 A3版・横（A4版に折込み）で作成すること。」とありますが、本様式は、貴市がご設定済みの印刷設定のまま、A4縦にて作成すればよろしいのでしょうか？	A3で出力し、A4に折り込んでください。
8	4		対面的対話議事録 No.12	PIRRの計算方法をご提示いただいておりますが、建設中の工事業者への支払いタイミングや資金調達は提案者ごとに異なります。そのため、「事業費の計算には補助金及び交付金対象額を含み、資金調達には補助金及び交付金支給額を含んで、年次でキャッシュフローのエクセルを作り、資金のプラスマイナスをIRR計算して求めよ。」と計算方法を統一していただけないでしょうか。	対面的対話議事録のとおりです。

※ 第2回質問回答により様式集を修正し、浜松市ホームページに公表していますので確認ください。

6 事業契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	5				対面的対話議事録 No.17	No.17の②の回答について、「②10分の1のうち、民間資金調達以外のものは工事完了年度に支払います。」とありますが、民間資金調達以外のものは具体的に何を指すのでしょうか。	交付金及び起債です。
2	11	24	2		工事監理者の設置	同事業契約書 第1章 用語の定義 第1条(7)では「建設事業者とは、本件の設計・建設業務を担当する[]を総称して」とありますが、本事業において土木工事の設計業務のみを担当する企業であれば建築工事に関わらないため、建築基準法第5条の6第4項に規定する工事監理者となることは認められると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	26	63			対価の支払い	新清掃工場および新破碎処理センターの建設費の税務処理、及び建設費に係る消費税の還付可否について、工事進行基準・完成基準・延払基準のいずれを適用すべきかを判断するため、以下についてご教示願います。 1. 本件は、法人税法上の工事請負契約に該当しますでしょうか。 2. 本件における建設費に対する国庫補助金は、法人税法施行令第129条1項及び2項で定められている「対価」に含まれますでしょうか。 3. 本件における建設費に対する国庫補助金は、法人税法第63条6項で定められている「対価」に含まれますでしょうか。	事業者にて、所管税務署で確認してください。
4	30	71	3		工事完工日後の受注社の債務不履行等による解除	受注社は「運營業務に係る対価の100分の10に相当する違約金を発注者に対して支払う」とされていますが、運営期間終盤においては、実際の委託料残債権よりも過大な違約金額となりますので、違約金額が残割賦債権額を超過しない範囲で設定頂くようお願い致します。具体的には、本項における違約金額を「残割賦債権高の10%に相当する違約金」か、「運營業務に係る対価の1/20の100分の10に相当する違約金」として頂き、当該違約金設定と、第5条第2項の契約保証金を同条件として頂くようお願い致します。 なお、現時点でのご変更が難しい場合、落札後に協議をさせていただきます。	事業契約書(案) のとおりです。

8 主灰資源化三者契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1					主灰資源化に係る三者契約(案)	本契約締結にあたり付随する契約はないと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	6	21			主灰資源化に係る対価の支払	本契約書(案)が締結書面となる際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて(通知)」(環廃対発第16033010号)の旨が反映されるものと理解してよろしいでしょうか。	主灰の資源化に係る三者契約書(案)のとおりです。